#### れいわ ねんど だい かいほっかいどうしょう しゃしゅうろう しえんすいしんいいんかい **令和4年度(2022年度)第2回北海道障がい者就労支援推進委員会** 次第

百時: 令和5年 (2023年) 3月16日 (木) 15:00~ 場所: オンライン開催 (Zoom ミーティング)

- かい 会 1
- まい さっ挨 拶 2
- いいんしょうかい 委員紹介
- 報告
- (1) 第6期北海道障がい福祉計画の報告について

れいわ ねんど 令和3年度

しちょうそん ゆうせんちょうたつほうしんさくていじょうきょう 市町村の優先調 達方針策定状 況 れいわ ねんど 令和3年度

れいわれるど 

- (2) 北海道障害者雇用支援合同会議について しりょう ほっかいどうしょうがいしゃこようしえんごうどうかいぎ 資料2 北海道障害者雇用支援合同会議
- きょうぎじこう 協議事項
  - ほっかいどうないしゅうろうい こうしえんじぎょうしょ ていちゃくしえんじぎょうしょ・北海道内就労移行支援事業所・定着支援事業所について ほっかいどうないしゅうろういこうしぇんじぎょうしょ ていちゃくしぇんじぎょうしょ 北海道内就労移行支援事業所・定着支援事業所
- 6 その他
  - スに うご しゅうろう 国の動き (就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等)
- へい かい 会

#### 令和4年度(2022年度)第2回北海道障がい者就労支援推進委員会 名簿

【委員】 < 令和 5 年 3 月 16 日 現在 >

<u>【委員】</u>				3月16日現在>
氏	名	所属・職名	条例区分	出欠予定
	由香	社会福祉法人礼親会札幌市社会自立センター 従業員		
石山	貴博	特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 副連事長	障がい者	
齊藤	徹	一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 理事		欠席
神部	雅子	非常勤講師		
近藤	å 尚也	北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科 講師	学識経験者	
橋本	菊次郎	北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科 准教授		
桑原	隆俊	北海道社会就労センター協議会 副会長		
髙谷	さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぷれん センター長	保健福祉	
松岡	直記	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 法人支援部長		欠席
今村	仁泰	稚内市職親会 会長		欠席
織田	知 里	一般社団法人北海道商工会議所連合会 総務係長		欠席
佐々木	恵一	一般社団法人中小企業診断協会北海道 会員	事業者	
茂森	*************************************	株式会社ほくでんアソシエー代表取締役社長		
富田	訓司	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部 全道障がい者問題委員会委員長		欠席
児玉	哲寛	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 企画調整担当課長		
坂本	恵治	厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長	関係行政 機関職員	
羽原	洋陽	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道障害者職業センター 所長		
牧野	泰乘	宗教法人美教寺	知事が認める者 (公募)	

(敬称略、条例区分ごとに五十音順)

#### 令和4年度(2022年度)第2回北海道障がい者就労支援推進委員会 名簿

#### 【関係機関】

機関名	職名	氏 茗
どくりつぎょうせいほうじむうれい しょうがい きゅうしょくには う しえんきこうほっかいどう し ぶこうれい しょうがいぎょう むか 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部高齢・障害者業務課	** <sup>5</sup>	大原 秀洋
ほっかいどうきょういくちょうがっこうきょういくきょくとく べつしえんきょう ひとか	主査	吉田 卓郎
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課	主任指導主事	ただた ひろかず 但田 寛和

#### 【事務局】

機関名	職名	氏 名
	課長	秋田 裕幸
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	主幹	えるま ともひと 相馬 知人
北海退保健福祉部福祉局障かい省保健福祉課	主査	市村信
	専門主任	たかの みちこ <b>高野 倫子</b>

#### ほっかいどうしょう

#### 北海道障 がい者及び障 がい児の権利擁護並びに 障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例 <抜粋>

で成21年3月31日 ほっかいどうじょうれいだい ごう 北海道条 例第50号

#### だい しょう ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんすいしんいいんかい 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

#### せっち (設置)

だい じょう 第33 条 しゃしゅうろうしえ んすいしんいいんかい いか すいしんいいんかい 障がい者就労支援推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

だい じょう すいしんいいんかい しょしょうじこう つぎ 第34条 推進委員会の所 掌事項は、次のとおりとする。

- ちょうしょん まう しょう しゃ しゅうろう しえん しさく すいしん かん じゅうようじこう ちょうさ(1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査 審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関するこ
- 2 推進委員会は、 障 がい者の 就 労 の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議すること ができる。

#### そしき (組織)

だい じょう すいしんいいんかい いいん にんいない そしき 第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

#### (委員)

いいん つぎ かか しゃ ちょう にんめい 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 だい じょう 第36 条

- しょう しゃ (1) 障がい者
- がくしきけいけん ゆう もの (2) 学識経験を有する者
- (3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員 だんたい やくしょくいん
- (4) 事業者(法人にあっては、その役職員)
- (5) 関係行 政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

- 3 委員は、再任されることができる。

#### かいちょうおよ ふくかいちょう (会長及び副会長)

第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- <sup>かいちょうおよ</sup> ふくかいちょう いいん ごせん 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

#### かいぎ (会議)

- 2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### ぶかい (部会)

だい じょう すいしんいいんかい ひつよう おう ぶかい ま 第39 条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会 長が指名する。

#### (会長への委任)

だい じょう しょう まだ すいしんいいんかい うんえい かん ひつよう じこう かいちょう すいしんいいんかい 第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会 に諮って定める。

#### れいわ ねんど じぎょうしょこうちん ちんぎん 令和3年度 事業所工賃 (賃金)

#### ままうさ がいよう 調査の概要

#### 1 対象事業所(道内)

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所

#### 2 対象となる工賃(賃金)の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの。

#### 3 **調査結果**

	へいきんこうちん 平均工賃 (	<sup>ちんぎん</sup> ( <b>賃金</b> )		(参考)	th こう (参考)
区分	げっがく <sup>えん</sup> 月額[円]※1 たいぜんねんひ (対前年比)	じかんがく 時間額 『円』	事業所数	R2年度 (本方) (本方) (香金) (香金) (香金) (香金) (香金)	R3年度全国 全方 全方 (賃金) 「行額 [円]
就 労継続支援 A 型事業所	77, 769 (101. 2%)	896	239	76, 881	81, 645
就 労継続支援 整型事業所	19, 523 (101. 7%)	284	1, 021	19, 202	16, 507
#いきんかつどう 生産活動 5ゅうしんがた 中心型※2	24, 180	315	95		_
せいきんかつどう 生産活動 ちゅうしんがだいがい 中心型以外	19, 047	280	926	_	_

- ※1 平均工賃月額=工賃支払総額/工賃支払対象者延べ人数
- ※2 生産活動中心型とは、本調査において生産活動(就労機会の提供や社会参加)に きを置いていると判断した事業所の集計結果。

#### 4 福祉的就 労に関する目 標

就労継続支援B型事業所における首標工賃(遺における平均工賃月額)については、30.610円(平成18年度実績15.305円の2倍)を首標値として設定している。

, -	1 2 1 177 1 1242 11	X : : , : : :   T : F =   H / C   F		
	区分	② H18年度 <sup>※3</sup>	② R3年度	②/① 対H18年度比
<b>*</b>	均工賃月額※1[円]	15, 305	19, 523	127. 6%
<del>*</del>	こうちんしはらいそうがく えん 工賃支払総額[円]	1, 113, 806, 394	4, 672, 172, 924	419. 5%
参考	こうまたしばらいたいしょうしゃ 工賃支払対象者 のにんずう※4 延べ人数※4	72, 776	239, 317	328. 8%
	事業所数	213	1, 021	479. 3%

- ※3 平成18年度数値には、旧法体系の入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設を含む。
- ※4 各月ごとに工賃支払の対象となった人数の合計。

#### 令和3年度工賃実績状況(概要)

#### 1 対象事業所(道内)

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所

#### 2 対象となる工賃(賃金)の範囲

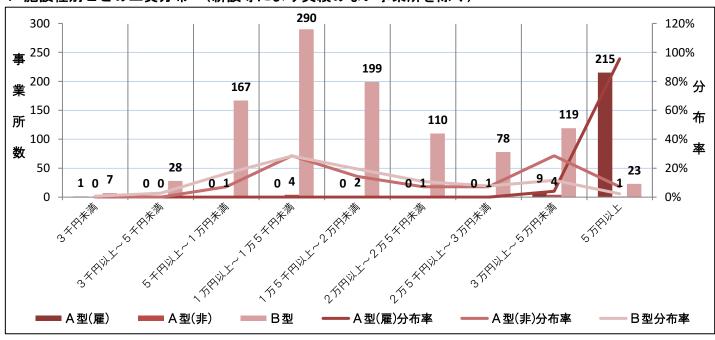
工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの。

#### 3 施設種別

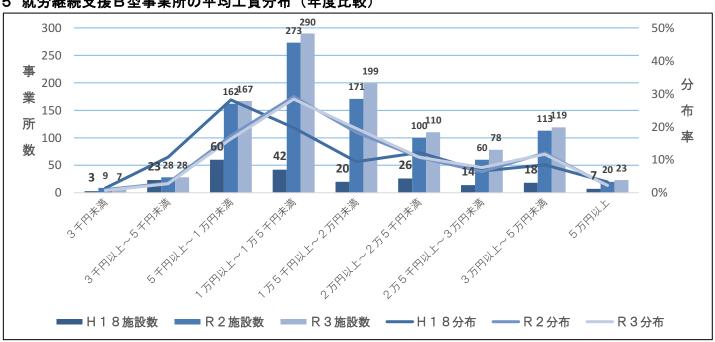
施設種別	施設数	定員	工賃支払対象者 月額延べ人数 (A)	工賃支払対象者 時間額延べ人数 (B)	工賃支払総額 (円) (C)	平均工賃/月 (C/A)	平均工賃/時間 (C/B)
就労継続支援A型	239	4, 550	50, 432	4, 378, 891	3, 922, 064, 513	77, 769. 4	895. 7
A型(雇用型)	225	4, 169	49, 836	4, 341, 507	3, 905, 243, 335	78, 361. 9	899. 5
A型(非雇用型)	14	381	596	37, 384	16, 821, 178	28, 223. 5	450. 0
就労継続支援B型	1, 021	21, 636	239, 317	16, 470, 409	4, 672, 172, 924	19, 522. 9	283. 7
āt	1, 260	26, 186	289, 749	20, 849, 300	8, 594, 237, 437	29, 661. 0	412. 2

※参考(令和3年度北海道最低賃金 889円)

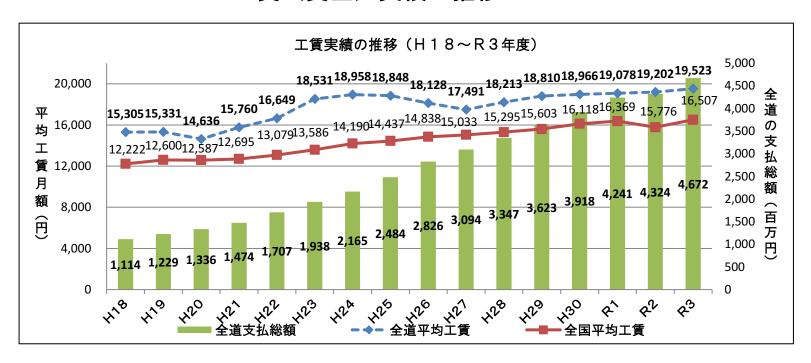
#### 4 施設種別ごとの工賃分布 (新設等により実績のない事業所を除く)



#### 5 就労継続支援B型事業所の平均工賃分布 (年度比較)



#### 第6期北海道障がい福祉計画対象施設・事業所 工賃(賃金)実績の推移について



#### 〇 年度別に見る各数値の推移

)年度別に見	<u>る谷剱胆の推</u>	<u>移</u>		
	事業所数	支払延人数	支払総額	平均工賃/月
H 1 8	213施設	72, 776人	1, 113, 806, 394円	15, 305円
前年度比伸率	_	_	-	_
H 1 9	236施設	80, 135人	1, 228, 586, 259円	15, 331円
前年度比伸率	10. 8%	10. 1%	10. 3%	0. 2%
H 2 0	293施設	91, 258人	1, 335, 653, 397円	14, 636円
前年度比伸率	24. 2%	13. 9%	8. 7%	-4. 5%
H 2 1	338施設	93, 553人	1, 474, 360, 461円	15, 760円
前年度比伸率	15. 3%	2. 5%	10. 3%	7. 6%
H 2 2	401施設	102, 546人	1, 707, 263, 855円	16, 649円
前年度比伸率	18. 6%	9. 6%	15. 8%	5. 6%
H 2 3	475施設	104, 607人	1, 938, 432, 318円	18, 531円
前年度比伸率	18. 5%	2. 0%	13. 5%	11. 3%
H 2 4	524施設	114, 205人	2, 165, 150, 285円	18, 958円
前年度比伸率	10. 3%	9. 2%	11. 7%	2. 3%
H 2 5	565施設	131,809人	2, 484, 405, 250円	18, 848円
前年度比伸率	7. 8%	15. 4%	14. 7%	-0. 6%
H 2 6	661施設	155, 915人	2, 826, 403, 159円	18, 128円
前年度比伸率	17. 0%	18. 3%	13. 8%	-3.8%
H 2 7	690施設	176,874人	3, 093, 700, 914円	17, 491円
前年度比伸率	4. 4%	13. 4%	9. 5%	-3.5%
H 2 8	738施設	183,777人	3, 347, 156, 960円	18, 213円
前年度比伸率	7. 0%	3. 9%	8. 2%	4. 1%
H 2 9	800施設	192, 623人	3, 623, 222, 775円	18, 810円
前年度比伸率	8. 4%	4. 8%	8. 2%	3. 3%
H 3 0	852施設	206, 562人	3, 917, 733, 468円	18, 966円
前年度比伸率	6. 5%	7. 2%	8. 1%	0. 8%
R 1	901施設	222, 293人	4, 241, 094, 530円	19, 078円
前年度比伸率	5. 8%	7. 6%	8. 3%	0. 6%
R 2	938施設	225, 185人	4, 323, 969, 276円	19, 202円
前年度比伸率	4. 1%	1. 3%	2.0%	0. 6%
R 3	1,021施設	239, 317人	4, 672, 172, 924円	19, 523円
前年度比伸率	8. 8%	6. 3%	8. 1%	1. 7%
		-	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

※ 対象施設 H23年度以前:就労継続支援B型事業所、旧法体系の入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設 H24年度以降:就労継続支援B型事業所 ※ 平成29年度までは、「北海道働く障がい者応援プラン」対象施設

#### (参考)

#### 〇 対象施設平均工賃実績(全国平均)

	H 1 8	H 1 9	H20	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	R 1	R 2	R 3
平均工賃額	頁 12, 222	12, 600	12, 587	12, 695	13, 079	13, 586	14, 190	14, 437	14, 838	15, 033	15, 295	15, 603	16, 118	16, 369	15, 776	16, 507

#### れいわ ねんどしちょうそん ゆうせんちょうたつほうしんさくていじょうきょう 令和3年度市町村の優先調達方針策定状況

#### ゅうせんちょうたつほうしん 1 優先調達方針について

情的科は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を 作成しなければならないとされています。(障害者優先調達推進法第9条第1項)

- 2 道内の策定 状 況 (R4.3末現在)
  - (1) 対象 179市町村

  - (3) 未策定 25市町村

振興局	みさくてい	しちょうそんめい 市町村名	振興局	みさくてい	しちょうそんめい <b>市町村名</b>
空知	1	うらうすちょう 浦臼町	きずや宗谷	3	中頓別町 、 枝幸町 、 生生みちょう 豊富町
石狩	0	_	波島	0	_
<b>後志</b>	2	らんこしちょう とまりむら <b>蘭越町、泊村</b>	が増出	2	しりうちちょう かみのくにちょう 知内町、上ノ国町
胆振	5	trace of the service of the servic	オホーツク	4	あばしりし つべつちょう きょさとちょう 網走市、津別町、清里町、 こしみずちょう 小清水町
ひだか日高	2	様似町、新ひだか町	とかま 十勝	1	<sup>えらほうちょう</sup> 浦幌町
<sup>かみかわ</sup> 上川	1	東川町	釧路	3	<b>厚岸町 、 弟子屈町 、</b> <b>寛居村</b>
ag 留萌	0		a to 3 根室	1	ねむるし根室市

#### 3 未策定の理由

- ・ 市町村内に調達可能な物品等を販売している障がい者就労施設等がない。
- ・ 障がい者就労施設等からの調達できる品目が限られており、目標設定ができない。
- ・ 近隣市町村に 障 がい者就 労施設等があっても、町 内企業の衰退を防止するため、町内 一般企業を優先としている。
- ・ 市町村内の財源や体制が不足している。

#### れいわ ねんどしちょうそん ゆうせんちょうたつぶっぴんとう じっせき 令和3年度市町村の優先調達物品等の実績

#### ゅうせんちょうたつほうしん 1 優先調達方針について

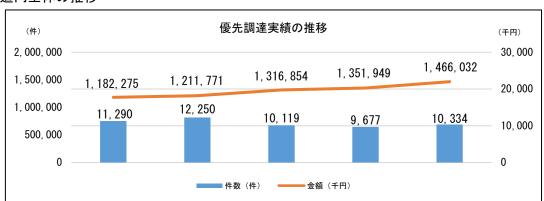
市町村は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、 公表するものとされています。(障害者優先調達推進法第9条第5項)

#### 2 道内の実績 (R4. 3末現在)

#### (1) 道内全体の実績

但門工件の大阪				
*************************************		·数( <b>件</b> )	₹	<sup>ċóó</sup> 〈 せんえん <b>瓷額</b> (千円)
年度 		<sup>うちわけ</sup> <b>内訳</b>		うちわけ <b>内</b> 訳
へいせい ねんど 平成29年度	11, 290	(北海道) 606	1, 182, 275	(北海道) 140,834
平成29年度	11, 290	(市町村) 10, 684	1, 102, 273	(市町村) 1,041,441
~いせい ねんど 平成30年度	12, 250	(北海道) 697	1, 211, 771	(北海道) 116, 176
平成30年度	12, 230	(市町村) 11, 553	1, 211, 771	(市町村)1, 095, 595
れいわがんねんど <b>令和元年度</b>	10, 119	(北海道) 540	1, 316, 854	(北海道) 120, 426
<b>节和</b> 元年度	10, 119	(市町村) 9,579	1, 310, 034	(市町村)1, 196, 428
************************************	9, 677	(北海道) 479	1, 351, 949	(北海道) 117, 211
〒和2年度	9, 077	(市町村) 9,198	1, 551, 545	(市町村)1, 234, 738
<sup>れいわ ねんど</sup> <b>令和3年度</b>	10, 334	(北海道) 359	1, 466, 032	(北海道) 117, 922
□ 〒和3年度	10, 334	(市町村) 9,975	1, 400, 032	(市町村) 1, 348, 040

#### (2) 道内全体の推移



#### 3 全国の都道府県及び市町村の実績

ねんど 年度		th (件)	金額(千円)		
年 <b>度</b>		うちわけ <b>内</b> 訳		<sup>うちわけ</sup> <b>内訳</b>	
れいわ ねんど <b>令和2年度</b>	108, 076	(都道府県 25,068)	16, 853, 147	(都道府県 2,738,700)	
令和2年度	100, 070	(市町村 83,008)	10, 000, 147	(市町村 14, 114, 447)	
れいわ ねんど <b>令和3年度</b>	109, 165	とどうふけん ( <b>都道府県 26</b> ,061)	17, 725, 229	(都道府県 3,020,789)	
令和3年度	109, 103	(市町村 83, 104)	17, 723, 229	(市町村 14, 704, 440)	

#### 令和3年度 障害者就労施設等からの物品等の調達実績(部局別)

(単位:件、円)

	物品の購入		役	務の提供	1	合 計	備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総務部	5	848,332	4	105,710	9	954,042	
総合政策部	ı	-	-	-	ı	1	
環境生活部	-	-	1	27,500	1	27,500	
保健福祉部	25	4,882,463	26	20,053,055	51	24,935,518	
経済部	2	42,075	1	249,150	3	291,225	
農政部	3	348,480	-	-	3	348,480	
水産林務部	1	247,753	-	-	1	247,753	
建設部	-	-	-	1	1	1	
出納局	1	27,720	13	3,107,610	14	3,135,330	
企業局	-	-	_	1	-	1	
道立病院局病院経営課	15	3,291,905	2	46,677,258	17	49,969,163	
議会事務局	-	-	-	-	-	-	
選挙管理委員会事務局	-	-	-	-	-	-	
監査委員事務局	-	-	-	-	-	-	
人事委員会事務局	-	-	-	-	-	-	
労働委員会事務局	-	-	-	-	-	-	
教育庁	7	285,889	91	19,952,267	98	20,238,156	
道警本部	4	7,521,660	103	3,903,642	107	11,425,302	
空知総合振興局	-	-	-	-	-	-	
石狩振興局	1	6,600	6	373,714	7	380,314	
後志総合振興局	-	-	12	368,500	12	368,500	
胆振総合振興局	2	112,800	-	1	2	112,800	
日高振興局	1	88,078	-	1	1	88,078	
渡島総合振興局	-	-	4	1,229,408	4	1,229,408	
檜山振興局	-	-	-	1	-	1	
上川総合振興局	3	234,400	5	803,330	8	1,037,730	
留萌振興局	3	195,425			3	195,425	
宗谷総合振興局	1	6,600	3	34,998	4	41,598	
オホーツク総合振興局	1	110,000	1	33,000	2	143,000	
十勝総合振興局	6	636,540	3	1,955,470	9	2,592,010	
釧路総合振興局		_	3	160,250	3	160,250	
根室振興局	_	_	_	-	_	-	
合計	81	18,886,720	278	99,034,862	359	117,921,582	
*特定随意契約	34	11,519,528	55	18,441,830	89	29,961,358	

<sup>(</sup>注)金額は部局毎に四捨五入しているため、内訳の合計が総計に合わない場合があります。

#### ほっかいどうしょうがいしゃこょうしえんごうどうかいぎ 北海道障害者雇用支援合同会議

#### 1 目的

北海道障がい福祉計画の数値目標を着実に達成するためには、雇用、福祉、教育等の関係 着きがいきがの連携体制の構築と、制度及び施策の横断的な調整に基づく一貫した支援が必要であり、道内における障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る上でも、より一層の連携強化が不可欠であることから、庁内に設置する。

#### 2 協議事項

- ・ 障がい福祉計画のうち、厚生労働省北海道労働局及び経済部の所管する制度等に係る
  すうちもくひょう せっていおよ すいしんほうさく
  数値目標の設定及び推進方策
- ・ 障がい福祉計画の目標数値の共有と、目標達成に向けた連携及び取組方策
- \* その他、会長が必要と認めること

#### こうせいいん **3 構成員**

- まっかいどうほけん ふくしぶふくしきょく しょう しゃほけんふくしかちょう かいちょう 北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課長(会長)
- こうせいろうどうしょうほっかいどうろうどうきょくしょくぎょうあんていぶ しょくぎょうたいさくかちょう 厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長
- · 北海道経済部労働政策局 雇用労政課就業担当課長(副会長)
- まっかいとうけいざいぶろうとうせいさくきょく さんぎょうじんざいかしょくぎょうくんれんたんとうかちょう 北海道経済部労働政策局 産業人材課職業訓練担当課長
- ほっかいどうきょういくちょうがっこうきょういくきょく とくべつしえんきょういくかちょう 北海道教育庁学校教育局 特別支援教育課長
- きっぽうしほけんふくしきょくしょう ほけんふくしぶ しょう ふくしかきかくちょうせいたんとうかちょう 札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課企画調整担当課長
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部
   北海道障害者職業センター所長、高齢・障害者業務課長

#### 4 実績

まんど 年度		かる
H30	だい かい <b>第1回</b>	は、
		○第2期北海道障がい者基本計画[改訂版]、第5期北海道障がい福祉
		けいかく さくてい かんけいきかん とりくみせつめい じょうほうきょうゆう 計画の策定、関係機関の取組説明・情報共有
R元	だい かい <b>第1回</b>	は、まっかいどうしょうがいしゃこよう しぇんごうどうかいぎ ひじょうせっか ○北海道障害者雇用支援合同会議の非常設化
R2	だい かい <b>第1回</b>	の関係機関の取組説明・情報共有
	e 面	たいらまほっかいどうしょう ふくしけいかく もくひょうち さくせいいらい 〇第6期北海道障がい福祉計画・目標値の作成依頼

#### 5 今後の予定

・開催日: 令和5年度 (2023年度) 7~8月頃に開催

\* 内 容: 第7期北海道障がい福祉計画・目標値の作成依頼

かんけいきかん とりくみせつめい じょうほうきょうゆう 関係機関の取組説明・情報共有

・参加者:構成員、民間事業者へオブザーバーとしての参加依頼

#### ほっかいどうないしゅうろういこうしえんじぎょうしょ しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしょ 北海道内就労移行支援事業所・就労定着支援事業所について

1 就労移行支援事業所に関する課題について

#### <協議事項>

<b>~协战争均</b> /	
かだいこうもく <b>課題項目</b>	ないよう
① 新たな利用者の確保に	利用者のニーズと事業所が提供する訓練の内容や
ついて (その1)	就労先がマッチングせず、新たな利用者の確保に苦慮し
	ている事業所もある。
② 新たな利用者の確保に	一般就旁の首節を達散することにより、利用者が減少
ついて (その2)	するため、新たな利用者の受け入れがなければ収入減と
	なってしまう。
③ 重度の障がいのある	就職後6月以上の定着率が嵩いほど翌年度の基本
方の対応について	報酬が篙くなる仕組みとなっているが、離職の可能性が
	** にいいます。
	(動きにくくなることから、重度の障害のある方がサービ
	スから除外されかねない。
④ 就職後の無報酬期間	利用者が一般就労し、就職後6月以上の定着率が篙
について	いほど翌年度の基本報酬が篙くなる仕組みとなっている
	が、就職後の6月以上の定着に向けた支援を行う期間
	は報酬対象外となっている。

<ご意見等をいただきたい観点・視点>

- ① 事業所の実態について
- ② 事業所としての対策について
- ③ 制度的な問題点について

- 2 道内の就労移行支援事業所・就労定着支援事業所の状況について
  - (1) 就勞移行支援事業所・・通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、 ①生產活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就勞に 必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求 職活動 に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後にお ける職場への定義のために必要な相談等の支援を行う。
  - ・就労移行支援事業所の現状

平成29年	(2017年) 4月1日	<sup>れいわれた</sup> (2	020年) 3月31日	<sup>れいわねん</sup> (2022年)3月31日		
じぎょうしょすう 事業所数	定員	じぎょうしょすう 事業所数	定員	事業所数  「こだまうしょすう」  正員		
199	2, 120	168	1, 897	155	1, 805	

- \*利用者数は年度毎の新規利用開始者数(集計は調査に回答のあった事業所のみ)
- \*振興局管内別定着支援事業所所在状況

就労移行支援事業所あり(石狩(礼幌)・空知・後志・胆振・日高・渡島・上川・宗谷・ 十勝・オホーツク・釧路・根室)

就労移行支援事業所なし(檜山・留萌)

- 就労移行支援事業所数は減少傾向。事業所所在地に偏りがあり、札幌市及び石狩管内に 単数以上を占めている状況。
- (2) 就勞定着支援事業所・・就勞移行支援、就勞継続支援、生活介護、自立訓練の利用を 経て、通常の事業所に新たに雇用され、就勞移行支援等の 職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、 就勞の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害 福祉サービス事業者、医療機関等との運絡調整、障害者が 雇用されることに僅か生じる百常生活支は社会生活を営む上 での各般の問題に関する相談、指導及び助管その他の必要な 支援を行う。

#### ・就労定着支援事業所の現状

れいわが <b>令和</b> え	全华(2019年)		羊(2020幹)	<sup>九いわ ねん</sup> 令和3年(2021年)		
じぎょうしょすう 事業所数	また。 業所数 利用者数		じぎょうしょすう 事業所数 利用者数		りょうしゃすう 利用者数	
43	310	49	277	57	246	

- \*利用者数は年度毎の新規利用開始者数(集計は調査に回答のあった事業所のみ)
- \*振興局管内別定着支援事業所所在状況 定着支援事業所あり(石狩(礼幌)・空知・後志・胆振・渡島・土勝・オホーツク・釧路) 定着支援事業所あり(石狩(礼幌)・空知・後志・胆振・渡島・土勝・オホーツク・釧路) 定着支援事業所なし(日高・檜山・光川・智苗・奈谷・根室)
- 就労定着支援事業所数は増加傾向。事業所所在地に偏りがあり、礼幌市笈び石狩管内に 7割以上を占めている状況。

# 就労移行支援

## 対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
- 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。 **■** ××
- 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続 き利用することが可能

## サーガス広物

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った 職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービス を組み合わせた支援を実施
- 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定 X

# 〇 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 6:1以上 職業指導員 生活支援員
- 15:1以上 就労支援員

# 定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬) 報酬単価(平成30年報酬改定以略、

### 基本報酬

<定員20人以下の場合>

~	基本報酬	1,094単位/日	939単位/日	811単位/日	日/	567単位/日	527単位/日	502単位/日
令和元年10月~	就職後6月以上定着率	5割以上	4割以上5割未満	3割以上4割未満	2割以上3割未満	1割以上2割未満	0割超1割未満	0
改定前	基本報酬				804単位		1	

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり (21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

# 主な加算

41、100単位 移行準備支援体制加算(I)、(I)

1:施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合11:施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合 ſſ

6単位 就労支援関係研修修了加算

就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合 ※ H30年~見直し Î

15、10、6単位 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)

- ⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合 II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
  - 皿:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合 ※ H30~資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加

ſ

ſì

他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

# 就労定着支援

## 拉象者

自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の 課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、

## サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との 連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
  - 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援
    - 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

# 〇 主な人員配置

- 60:1 サービス管理責任者
- 40:1 就労定着支援員

### 常勤換算

# 報酬単価(令和元年10月~)利用者数規模別に加え、就労定者率(過去3年間の就労定者支援の裁利 用者数のうち前年度末時点の鉱労定着者数) が高いほど高い基本報酬

### 基本報酬

<利用者数20人以下の場合>

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1 劉末滿	1,045単位/月

⇒ 中山間地域等の居住する利用者に支援した場合 ている場合

**職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月** ⇒ 職場適応援助者(ショフコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置

主な加算

240単位, 特別地域加算

一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合 900単位/月(1回限り) 初期加算 ⇒ 一体的C3

皿 企業連携等調整特別加算 240単位、 ⇒ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

300単位/ 就労定着実績体制加算

⇒ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上念月未満の機関 継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

利用者数に応じた設定あり (21人以上40人以下、41人以上)

上表以外に、

Ж

- 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。 × ×

# 上に資する報酬等の見直 就労定着支援における支援の質向。 二大流

## 【就労移行支援】

- →般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合(就労定着率)」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、<u>直近2か年度の実績</u>により算定。

<b>多罪</b> 也表記	基本	基本報酬
<b>が</b> 万たる	[現行]	[見直し後]
5 割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2 割以上3 割未満	(889単位/日	90章位/日
1 割以上2 割未満	567単位/日	557単位/日
0 割以上1 割未満	527単位/日	507単位/日
)	502単位/日	468単位/日
		※定員20人以下の場合の単位

[現行]

前年度において 就職後 6 か月以上定着した者

前年度の利用定員数

児直し後】 前年度及び前々年度において 就職後6か月以上定着した者 前年度の利用定員数+前々年度の利用定員数

● 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】583単位/回(新設)

(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)



## [就労定着支援]

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- ■基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

※
直
5

基本報酬

就労定着率

現行]

 基本報酬	3,449単位/月	3,285単位/月	2,710単位/月	2,176単位/月	1,642単位/月	1,395単位/月	1,046単位/月	※利用者20人以下の場合の単位
 就労定着率	9 割5 分以上	9 割以上9 割5 分未満	8 割以上9 割未満	7 割以上8 割未満	5割以上7割未満	3 割以上5 割未満	3 割未満	※利用者2
	匠	皿	П	Ш	叮		Œ	process across across

2,130単位/,

3,215単位/ 2,652単位/

> 8 割以上9 割未満 7 割以上8 割未満 5 割以上7 割未満 3 割以上5 割未満 1 割以上3 割未満

割以上

1,607単位/.

1,366単位/

支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた<u>「支援レポート」を本人その他必要な関係者</u>で月1回共有することを要件とする。

1,045単位//

1割未満

1,206単位/

[見直し後]

「利用者との対面により1月 に1回以上の支援」を行った 場合に算定

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

■ 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】579単位/回 (新設)

(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。 前年度(令和2年度) 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナクイルス感染症の影響を踏まえ、 ×

#### くに うご しゅうろう しゅほう かつよう しぇん せいどかとう 国の動き (就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等)

くつ和4年度 社会保障審議会障害者部会資料(抜粋)>

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」最終報告(令和4年6月13日)の概要

- ○論点について
- く障がい者の就労支援について>
  - ・ 就労アセスメントの手法を活用して承人の就労能力や適性の客観的な評価や就労に当たっての必要な支援や配慮事項の整理を行い、障害者本人がその能力や適性等に合った一般就労や就労系障害福祉サービスの事業所の選択ができることを自指して、必要な支援を行う新たなサービス(「就労選択支援(彼称)」)を創設すべきである。
  - ・ 障害者の希望する一般就労の実現に向けて、企業等での「働き始めに週10時間~20 時間未満程度から段階的に動務時間を増やしていく場合や休職から復職を自指す場合において、就労系障害福祉サービスの一時的な利用を法令上可能とすべきである。
  - ・障害者の就勞を支えるための雇用・福祉施策の運携強化に向けて、障害者の就勞支援に携わる人材の育散、就勞定着支援事業の実施主体に障害者就業・生活支援センター事業を行う者を加えること、障害者就業・生活支援センターが事門的見地からの助言等の基幹型機能も担う地域の拠点としての体制の整備の推進、就勞維続支援A型の在り芳や役割の整理、重度障害者等の職場や通勤における支援の推進を行う必要がある。

# 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等 I

## 現状,課題

2

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
  - それらを踏まえた 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、 き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 一人一人の障害者 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、 本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

## 見直し内容

- (イメージは下図 〇就労選択支援の創設
- 就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力 (障害者総合支援法) を創設する 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、 (就労選択支援) や適性等に合った選択を支援する新たなサービス
  - **ハローワークはこの支援を受けた者に**対して、**アセスメント結果を参考に職業指導等を実施**するものとする(障害者雇用促進法)
- ○就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用
- その障害者が一般就労中 (※) 省令で規定 であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける(障害者総合支援法) 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合 (※) に、
- ○雇用と福祉の連携強化
- 一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活 (障害者総合支援法)。 支援センターを明示的に規定する

